

医労連速報 '14春闘

2014年2月14日 No9 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医労連 tel 03-3875-5871

介護職の処遇改善 14春闘で賃金の引き上げを！ 賃上げを求める3つの理由



その1. 低賃金の実態

介護職の低賃金・重労働の実態は依然として改善されていません。厚生労働省の「2012年賃金構造基本統計調査」によると、社会保険・社会福祉・介護事業の所定内賃金（230,800円）は、他産業の所定内賃金（297,700円）と比べ66,900円も低いという実態になっています。また、同調査の職種別の所定内賃金を見ると福祉施設介護職員は206,300円、ホームヘルパーは193,300円となっており、さらに格差が広がっています。

その2. 処遇改善加算が来年3月まで

2012年の報酬改定で介護職員処遇改善加算が創設されましたが、例外的・経過的な取り扱いとして「次期改定において、（中略）適切に評価を行うものとする」とされ、来年2015年3月末で廃止予定になっています。2009年に介護職員処遇改善交付金を実施された当初、ほとんどの法人は「手当・一時金」で対応し、交付金から加算に替わった時も、各施設では同様の対応がとられました。「手当・一時金」で対応した法人の多くは、加算の廃止と同時に「手当・一時金」での処遇改善も廃止することが予想されます。介護職の処遇を改悪させないためには、14春闘で加算を賃金引き上げの財源とさせていくことが重要です。

その3. 介護事業の収支はプラス

厚生労働省の「平成23年度介護事業経営実態調査」では、居宅介護支援事業所を除く介護事業の収支率は黒字となっています。同調査は、介護給付費分科会で介護報酬改定の資料として扱われていますが、賃金を抑制して事業所が利益を上げて介護報酬のマイナス改定の材料にしかありません。介護報酬の適正な引き上げのためにも、介護職の賃上げは不可欠です。



実際に、前回の報酬改定では収支率の高い通所介護が報酬引き下げのターゲットにされました。

すべての組合で
2月末までに要求提出・スト権確立を！